令和5年度第3回横須賀市建築審査会会議録(案)

- ・日 時 令和5年9月19日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで
- ·場 所 横須賀市役所3号館3階 301会議室
- · 出席委員 三輪律江会長、吉岡津委員、小林康記委員、椋周二委員、笹田哲委員
- · 処 分 庁 水津宏之建築指導課長、小林健介係長、加藤航司
- 傍 聴 者 0名

1 開 会

○本日の会議録の署名委員は、椋委員となった。

2 議事

(1) 審議案件

○議案 1 建築基準法第48条(用途地域等)第12項ただし書に基づく許可申請場所 横須賀市田浦港町地内

[建築指導課:加藤]

–資料とパワーポイントを用いて計画概要を説明ー

<質疑応答>

[A委員]

経過の確認だが、今回特定行政庁としては、公益上必要な施設として認め、その上で審査会にかかるという流れでよいか。

「建築指導課:小林係長]

貴見のとおりである。

[A委員]

現在、計画地はどのような状況になっているのか。

[建築指導課:小林係長]

現在、更地になっている。

[A委員]

その横のキャノピーを作っていく高圧治療タンク棟は、病院と関連していない施設として存在していたのか。

「建築指導課:小林係長]

貴見のとおりである。あくまで高圧治療タンク棟は、自衛隊の研究施設として建てた建 物であるが、自衛隊病院と連携を図っていくためキャノピー(渡り廊下)で繋ぐ計画となっている。

「A委員]

高圧治療タンク棟がある敷地も防衛庁の敷地ではあるが、自衛隊病院とは用途の異なる 建築物がキャノピーでつながるということでよいか。

「建築指導課:加藤」

貴見のとおりである。敷地北側に潜水医学実験隊の庁隊舎があり、その潜水医学実験隊 の庁隊舎を建てる際に附属建築物として高圧治療タンク棟が計画されている。

[A委員]

移転後の跡地はどのような計画か。

[建築指導課:加藤]

跡地の利用方法等については未定であると聞いている。

[A委員]

取り壊すのか。

「建築指導課:加藤]

取り壊すかも決まっていないようである。

[A委員]

移転を考えている自衛隊病院は移転が完了するまで使い続け、移転完了後の跡地利用は今後考えていくとのことでよいのか。

「建築指導課:加藤]

貴見のとおりである。

「B委員]

自衛隊病院の移転前の敷地及び移転後の敷地の用途地域は、工業地域に指定していると 説明を受けたが、用途地域が定められる前から自衛隊病院が建築されていたとの理解でよ いか。

「A委員]

自衛隊施設が市内点在していると思うが、工業地域との兼ね合いはあるのか。

「建築指導課:小林係長]

市内の自衛隊施設と用途地域との兼ね合いは把握できていないが、本件の移転前の自衛 隊病院については昭和60年に工業地域内で建築していることは確かである。

[C委員]

本件、移転前の自衛隊病院の敷地は、元々関東自動車の工場があったところではないか。 「建築指導課:小林係長」

貴見のとおりである。

「B委員]

元々関東自動車であったことから用途地域が工業地域と定められたのではないのか。

[建築指導課:小林係長]

経緯は把握していない。

「A委員]

用途地域図と図面1 (案内図) を対比させたときに自衛隊施設と書いてあるところ以外は、一般の工場という理解でよいか。

「建築指導課:小林係長]

貴見のとおりである。

「A委員]

市道7726号線は、自衛隊施設だけではなく工場にも向かう道だということでよいか。

「建築指導課:加藤]

市道7726号線は、図面2(配置図)の点線で囲われている部分までとなっている。

[A委員]

図面1 (案内図) からはその先も道路の形態がつながっているように見える。

「建築指導課:小林係長]

図面 2 (配置図) を見てもらうと自衛隊施設の入り口までが市道7726号線となっている。 [A委員]

工業地域に指定されており、自衛隊施設よりも工場系の施設が多いという理解でよいか。 「建築指導課:小林係長」

貴見のとおりである。

「A委員]

工業系の施設が多いということは、工業地域が先に指定されたと推測できると思う。

「B委員]

元々海軍の施設が当該地周辺にあったのではないか。用途地域が恐らく昭和40年頃に指 定されているが、その時点では自衛隊施設になっていると推測する。

自衛隊施設は横須賀市に必須だと思うが、工業地域と定められてしまっていることによって自衛隊病院の建築することへの矛盾が生じていると感じる。

横須賀市内にある自衛隊施設は工業地域に指定されているものなのか。

[A委員]

用途地域決定自体に不具合が生じているように感じる部分はあるが、過去の用途地域の 指定まで遡って判断するのではなく、既に工業地域内に自衛隊施設が存在している現状か ら審査会として判断するしかないと思う。

「建築指導課:小林係長]

少なくとも自衛隊施設の敷地よりも工業地域の方が広いことは間違いないが、用途地域 の指定と自衛隊施設の建築のどちらが先か把握していない。

また、自衛隊施設は住居系や商業地域の用途地域ではなく、工業地域や準工業地域などに点在していると認識している。

[B委員]

用途地域と自衛隊施設の経緯を確認したかっただけで本件に対しては、移転前の自衛隊病院も工業地域内に存在し、昭和60年に許可をしている経緯などから法第48条第12項ただし書に基づく許可をすることに異論はない。

「A委員]

病床数はどのぐらい増えるのか。

「建築指導課:加藤]

現在の100床から120床に増える。

「A委員]

津波地震対策として設備室を上層階に設け、災害発生時は特定病院のような形で対応するということでよいか。

[建築指導課:加藤]

貴見のとおりである。

「D委員]

B委員同様で、法第48条第12項を設けた趣旨からすると工業地域は工場を集積していて公害の発生の恐れが大きい業種も含まれる工場が集まるため、環境上の配慮が特に必要な学校等の施設を排除する目的で、用途地域で建ててはいけないものを定めている。もう一つの目的は工場工業の促進のために、工場に限定する趣旨の用途地域の規制ではあるが、案内図等を確認すると基本的に工場というより、その周辺が住居地域と自衛隊施設だから、そもそも工場地域として設けられた用途地域やただし書が本件にはあまり当てはまらないと感じた。

意見として伝えさせてもらったが、公益上必要なものであるため本件に対しての異議はない。

「A委員]

用途地域の設定が昭和初めの高度成長期の考え方で少し古いと感じる。街中とは違って 海側であれば交易的な施設が入ってきやすいが、横須賀に限らず工業地域に指定されてい ることも多く、問題視されている部分もあるので整理をしてみるのもよいと思う。特に自 衛隊施設に限定して用途地域の見直しを図っていくのもありだと思う。

[会長]

それでは、本件について同意することとしてよろしいか。

「各委員]

<異議なし>

[会長]

それでは、議案1について同意することとする。

[会長]

以上をもって本日の審査会は閉会とする。

○次回は、令和5年10月17日(火)13時30分から横須賀市3号館3階第301会議室を予定。

会議録署名委員